



平成17年5月20日

各位

東京製綱株式会社
東京都中央区日本橋室町二丁目3番14号
代表取締役社長 田中重人
(コード番号) 5981
(責任者) 総務部長 佐藤和規
TEL (03) 3211-2851

当社定款一部変更(予定)に関するお知らせ

当社は、平成17年5月20日開催の取締役会において、平成17年6月29日開催予定の当社第206期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 変更理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行され、電子公告が認められたことから、この制度を導入するため、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成16年10月1日に一部施行され、株主名簿の閉鎖期間制度が廃止されたことに伴い、現行定款第12条(株主名簿の閉鎖)および第13条(定時株主総会および臨時株主総会)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 機動的な資本政策の遂行と、将来における事業規模の拡大等に備え、現行定款第5条(発行する株式の総数)に定める当社の発行する株式の総数を2億株から4億株に増加させるものであります。
また、今回の授權枠の拡大は、敵対的買収防衛策の選択肢を広げることにもつながると認識しておりますが、現時点において買収者が現れた場合の脅威として想定している事象はなく、具体的な防衛策の導入については今後の検討課題と認識しております。
なお、防衛策を講ずる場合には、その内容に関し、遅滞なく公表いたします。

2. 変更案の内容

現行定款	変更案
(公告の方法) 第4条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	(公告の方法) 第4条 当社の公告は電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は2億株とする。	(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は4億株とする。

<p><u>(株主名簿の閉鎖)</u> 第 12 条 当社は毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日まで株主名簿の記載の変更を停止する。 前項のほか、商法第 293 条の 5 の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という)を受ける者を確定するため、その他必要ある場合は、予め公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止することができる。</p> <p><u>(定時株主総会および臨時株主総会)</u> 第 13 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合随時これを招集する。 前項の定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主とする。</p>	<p><u>(基準日)</u> 第 12 条 当社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p><u>(定時株主総会および臨時株主総会)</u> 第 13 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合随時これを招集する。</p>
--	---

3. 電子公告掲載場所

インターネット上における当社のウェブサイト(ホームページ)とし、当該ウェブサイトのアドレスを次のとおりいたします。

<http://www.tokyoropeco.jp>

以上